

国立大学法人千葉大学公的研究費等に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和4年4月
統括管理責任者

国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）では、「国立大学法人千葉大学における公的研究費等の適正な取扱いに関する規程」（以下「規程」という。）第5条第2項に基づき本学におけるコンプライアンス教育及び啓発活動の計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

| 区分 | | コンプライアンス教育 | 啓発活動 |
|-------------------|---------------|--|--|
| I. 対象 | | 本学の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（別紙参照） | 全ての構成員 |
| II. 目的 | | 自身が取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任, 自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させること | 不正を起こさせない組織風土を形成するために, 不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること |
| III. 実施内容, 方法, 頻度 | 最高管理責任者 | | Web サイト・メール・ポスター等を活用した啓発活動の実施 |
| | 統括管理責任者 | e-learning 等による公的研究費の取扱いに関する理解度調査の実施（3年に1回以上） | |
| | コンプライアンス推進責任者 | 1) 公的研究費等コンプライアンス室が発行する「公的研究費等使用ハンドブック」による教育の実施（採用時） 2) 説明会等による教育の実施（毎年度, 1回以上） | 以下について各部局における会議での啓発資料の配布、メール送付、Web サイトへの資料掲載、掲示板等への啓発資料の掲示等（四半期に1回以上） ・不正防止計画に基づく取組内容周知 ・内部監査等の結果を踏まえた課題, 問題点の共有 ・相談窓口・告発制度等の周知 ・不正使用事例の周知と認識の共有 |

コンプライアンス教育の対象者について

コンプライアンス教育の対象者については、「国立大学法人千葉大学における公的研究費等の適正な取扱いに関する規程」第2条の定めにより下記のとおりとする。

記

○職種別の対象者

- (1) 教員(特任教員を含む。)の全て
- (2) 事務職員の全て
- (3) 技術職員のうち、公的研究費等の管理及び運営に関わる者
- (4) 事務補佐員のうち、公的研究費等の管理及び運営に関わる者
- (5) 技術補佐員のうち、公的研究費等の管理及び運営に関わる者
- (6) その他、本学に雇用されている者及び大学院生等のうち、公的研究費等の管理及び運営に関わる者

※ なお、(3)～(6)に掲げる対象者については、公的研究費等の管理及び運営に関わるか否かの判断がポイントとなるので、コンプライアンス教育の対象外と思われる職種を下記のとおりとする。

【コンプライアンス教育の対象外と思われる職種】

- ・教育研究支援系職員(教室系の技術職員、技術補佐員、事務補佐員)
- ・コメディカル、クラーク(医療系の技術職員、技術補佐員、事務補佐員)
- ・非常勤講師、医員、研修医、労務職員、研究員・大学院生(RA・TA、研究費の配分を受けている者を除く)

ただし、上記の者であっても、①科学研究費補助金等の競争的資金の応募資格を得た場合、②所属する学科、専攻、コース、研究領域、研究部門、講座、研究室、診療科、診療部門等の組織レベルにおける予算管理業務(補助を含む)を行う場合、③物品・役務提供等の調達契約における仕様策定、機種選定、業者選定、経費積算、発注、納品・履行確認、各種伝票受理に係る業務(補助を含む)を行う場合などはコンプライアンス教育の対象者になるので、コンプライアンス推進責任者においては、具体的な業務内容等により公的研究費等の管理及び運営に関わるか否かを判断していただく必要がある。